

朝倉市看護師奨学金返還助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、看護師の人材確保、定着及び離職防止を図ることを目的に、奨学金を利用して新たに看護師の資格を取得し市内の病院等に就職した者に対し、予算の範囲内で朝倉市看護師奨学金返還助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、朝倉市補助金等交付規則（平成18年3月20日規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院等 市内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第5条に規定される者をいう。
- (3) 看護師養成施設 法第21条第1号から第3号までに規定する大学、学校及び看護師養成所をいう。
- (4) 奨学金 看護師が看護師養成施設の就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、看護師本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 別表に定めるもの
 - イ アに掲げるもののほか、無利子又は低廉な利率で貸付られた資金であって、市長がアに掲げるものに準ずると認めるもの

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる要件については、初年度の交付申請においてのみ適用する。

- (1) 助成金の交付申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度3月に看護師国家資格を取得しており、申請日において看護師として病院等に雇用されていること。

- (2) 申請日の属する年度の前年度3月に看護師養成施設を卒業したこと。
- (3) 病院等の規定による正職員であり、就職した日（以下「就職日」という。）から2年以上継続して雇用することを病院等の開設者又は長が認めること。
- (4) 市に住民登録していること。
- (5) 市税等（住民税、国民健康保険税、固定資産税及び軽自動車税、水道料金、市営住宅使用料、保育料等）を滞納していないこと。
- (6) 奨学金を利用して看護師の資格又は免許を取得し、かつ、当該奨学金を自ら返還していること。
- (7) 朝倉市暴力団排除条例（平成22年朝倉市条例第20号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (8) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としない。

- (1) 申請日において奨学金の返還を延滞している者
- (2) 奨学金の返還に係る補助制度による補助金の交付を受け、又は受ける予定がある者
- (3) 奨学金の返還免除制度を利用している者又は利用を予定している者
- (4) 福岡県看護師等修学資金貸付金を借り受けた者であって、福岡県が返還免除の対象としている特定施設において看護業務に従事しているもの
(交付対象期間)

第4条 助成金の交付対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、前条に規定する要件を満たし、奨学金の返還を開始する日（以下「返還開始日」という。）から前条第1項各号のいずれかの要件を満たさなくなった事由が生じた日（当該日が月の初日であった場合は、その前月の末日とする。）までとし、返還開始日の属する年度の翌々年度の末日限りとする。

(交付額)

第5条 助成金の交付額は、1月につき1万円を上限とする（奨学金の1月当たりの返還金の額（以下「返還額」という。）が1万円に満たない場合は、当該返還額とする。）。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、看護師奨学金返還助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第3号に該当することを証明する雇用証明書（様式第2号）
- (2) 看護師免許証の写し
- (3) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (4) 貸与機関が発行する奨学金の貸与証明書又は奨学金の貸与を証明するものであると市長が認める書類
- (5) 貸与機関が発行する奨学金の返還計画（予定）書又は奨学金の返還計画（予定）を証明するものであると市長が認める書類であって、返還額が分かるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは看護師奨学金返還助成金交付決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、不適当と認めたときは看護師奨学金返還助成金不交付決定通知書（様式第5号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定後に次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、看護師奨学金返還助成金交付申請内容変更申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）に必要書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 氏名又は住所に変更が生じたとき。
- (3) 病院等を退職したとき。
- (4) 助成金の交付を辞退するとき。
- (5) その他市長が届出の必要があると認めるとき。

2 市長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、その結果について看護師奨学金返還助成金変更交付決定（取消）通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求等)

第9条 交付決定者は、看護師奨学金返還助成金実績報告書兼請求書（様式第8号。以下「報告書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添付して、翌年度の4月2日までに市長に提出しなければならない。

(1) 助成金の交付対象となる奨学金を返還したことを証明するものであると市長が認める書類

(2) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定及び支払)

第10条 市長は、報告書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、看護師奨学金返還助成金確定通知書（様式第9号）により速やかに交付決定者に通知するとともに助成金を交付するものとする。

(在籍報告)

第11条 交付対象者は、病院等の就職日から2年を経過する日が属する年度までは、報告書兼請求書の提出にあわせて、病院等から証明を得て、看護師奨学金返還助成金在籍報告書（様式第10号）により雇用の実態を報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付の条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、看護師奨学金返還助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期間)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに助成金の交付を申請した交付対象者については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

名称等
日本学生支援機構奨学金
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
社会福祉協議会の生活福祉資金及び教育支援資金 (教育支援費・就学支度金)
母子福祉寡婦福祉資金貸付金
病院等が設置している奨学金や資金貸付金
福岡県看護師等修学資金貸付金